

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(神奈川県担当部会)

平成 29 年 11 月 22 日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1700128号

厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1700102号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和41年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年2月21日から同年12月1日まで

私は、A社に平成4年12月21日から平成8年11月20日まで継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、請求期間が被保険者期間となっていないので、厚生年金保険被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の記録及びA社の回答から、請求者が請求期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、請求者は、請求期間当時、臨時契約社員であり、臨時契約社員について、フルタイム勤務と短時間勤務があり、短時間勤務者については、社会保険の加入基準を満たす場合には加入手続を行い、当該基準を満たさない場合には加入手続を行わない取扱いであり、当該短時間勤務者がその後フルタイム勤務等になった場合には、社会保険に加入させていた旨陳述している上、請求期間中に同社に入社した同僚は、請求期間において1日の勤務時間や1週間の勤務日数に変更があったのではないかと思う旨回答している。

また、企業年金連合会から提出された請求者のB厚生年金基金に係る「中脱記録照会(回答)」(写)によると、請求者は、平成5年2月21日に資格喪失し、平成5年12月1日に再度資格取得していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

さらに、A社は、請求期間における請求者の厚生年金保険料の控除について、当時の資料がなく不明である旨回答している上、請求者は、当該期間に係る給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及

び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。